

山口県報

平成21年
10月23日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)	一
告示	一
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)	一三
保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)	一四
保安林の指定(森林整備課)	一四
公告	一四
平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	一四
契約の締結(二件)(物品管理課)	一六
選管告示	一六
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	一六
公安委告示	一七
技能検定員審査の実施	一七
教習指導員審査の実施	一七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の表山口県宇部市消防本部防災行政連絡所の項中、「山口市のうち平成十七年九月三十日における吉敷郡阿知須町の区域」を削り、同表山口県山口市消防本部防災行政連絡所の項中、「及び吉敷郡小郡町」を「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「児童福祉法施行規則」を「及び児童福祉法施行規則」に改め、「及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「認定省令」という。)」を削る。

第二十二條中、「認定省令第六條第一項(認定省令第十五條、第十七條及び第二十二條)を「省令第三十六條の三十七第一項又は第二項(省令第三十六條の四十三)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 知事は、前項の里親認定申請書(省令第一条の三十二第二項各号に掲げる者に係るものを除く。)の提出があつた場合において、養育里親名簿に登録する旨の決定を行ったときは、当該申請をした者に対し、里親登録証(別記第四十五号様式)を交付するとともに、里親名簿(別記第四十六号様式)に登録する。

第二十二條の二を削る。

第二十二條の三中、「認定省令第八條第一項第五号(認定省令第十五條、第十七條及び第二十二條)」を、「省令第三十六條の四十一第一項第一号(省令第三十六條の四十三)」に、

「別記第四十四号様式の三」を「別記第四十七号様式」に改め、同条を第二十二條の二とする。

第二十二條の四及び第二十二條の五を削る。

第二十二條の六の見出し中「里親登録」を「里親名簿の登録」に改め、同条中「認定省令第十条第二項(認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)において準用する認定省令第九条の規定による」を「省令第三十六條の四十二第一項の」に、「別記第四十六号様式の二」を「別記第四十八号様式」に改め、同条を第二十二條の三とする。

第二十二條の七及び第二十二條の八を削る。

第二十五條を次のように改める。

(登録事項の変更の届出)

第二十五條 省令第三十六條の三十九第二項の規定による届出をしようとする者は、登録事項変更届(別記第五十一号様式)を知事に提出しなければならない。

第二十五條の八中「別記第五十一号様式の九」を「別記第五十一号様式の十四」に改め、同条を第二十五條の九とする。

第二十五條の七中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、「児童自立生活援助事業休止届」の下に「又は小規模住居型児童養育事業休止届」を、「休止した児童自立生活援助事業」の下に「又は小規模住居型児童養育事業」を加え、「別記第五十一号様式の八」を「別記第五十一号様式の十二」又は「小規模住居型児童養育事業再開届(別記第五十一号様式の十二)」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十五條の八とする。

2 前条第四號の一時預かり事業休止届を提出した者は、休止した一時預かり事業を再開したときは、遅滞なく、一時預かり事業再開届(別記第五十一号様式の十三)により、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十五條の六第一号中「別記第五十一号様式の六」を「別記第五十一号様式の八」又は「小規模住居型児童養育事業届出事項変更届(別記第五十一号様式の八)」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 法第三十四條の十一第二項の規定による届出 一時預かり事業届出事項変更届(別記第五十一号様式の九)

第二十五條の六に次の二号を加え、同条を第二十五條の七とする。

三 法第三十四條の三第三項の規定による届出 児童自立生活援助事業廃止届(別記第五十一号様式の十)若しくは児童自立生活援助事業休止届(別記第五十一号様式の十)又は小規模住居型児童養育事業廃止届(別記第五十一号様式の十)若しくは小規模住居型児童養育事業休止届(別記第五十一号様式の十)

四 法第三十四條の十一第三項の規定による届出 一時預かり事業廃止届(別記第五十一号様式の十一)又は一時預かり事業休止届(別記第五十一号様式の十一)

十一号様式の十一)又は一時預かり事業休止届(別記第五十一号様式の十一) 第二十五條の五中「別記第五十一号様式の五」を「別記第五十一号様式の六」又は「小規模住居型児童養育事業開始届(別記第五十一号様式の六)」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十五條の六とする。

2 法第三十四條の十一第一項の規定による届出をしようとする者は、一時預かり事業開始届(別記第五十一号様式の七)に前項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第二十五條の四の次に次の一条を加える。

(児童自立生活援助を実施する住居への入居)

第二十五條の五 法第三十三條の六第二項の規定による申込みをしようとする者は、児童自立生活援助申込書(別記第五十一号様式の五)に当該申込みをしようとする者の前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税額を証する書類(申込み時においてこれらの課税額がいずれも明らかでない場合は、それぞれ前前年分又は前年度分の課税額を証する書類)を添えて本人の住所地を所管する児童相談所の長に提出しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の申込みを承諾しないときは、当該申込みをした者に対し、理由を付してその旨を書面により通知しなければならない。

第三十六條第一項の表中

一 第二十二條の里親認定申請書	
二 第二十二條の二の職業指導里親認定申請書	
三 第二十二條の三の職業指導取消申請書	
四 第二十二條の四の職業指導里親認定取消申請書	当該申請、申出又は届出をする者の住所を管轄する児童相談所の長
五 第二十二條の五第一項の里親登録申請書	
六 第二十二條の六の里親登録更新申請書	
七 第二十二條の七の里親登録取消申請書	
八 第二十二條の八の職業指導里親認定登録取消申請書	
九 第二十五條の登録事項変更届	
一 第二十五條の五の児童自立生活援助事業開始届	当該届出をする者の住所を管轄する児童相談所の長
二 第二十五條の六第一号の児童自立生活援助事業届出事項変更届	
三 第二十五條の六第二号の児童自立生活援助事業廃止届又は児童自立生活援助事業休止届	
四 第二十五條の七の児童自立生活援助事業再開届	

を

履歴	
本籍	

を

履歴	
健康状態	

を

氏名									
性別									
年齢									
続柄									
職業									
健康否									
備考									

を

同居人									
氏名									
性別									
生年月日									
続柄									
職業									
健康状態									
備考									

を

委託するに望む希望期間	
-------------	--

を

研修修了日 (見込み)年月日	年	月	日
受託希望期間			
過去の里親等の経歴			

を

改め

児童を働かせる
場合その内容、等
方 法

せ

削り、同様の添付書類に次のものを追加する。

- 3 養育里親を希望する者にあつては、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - 4 専門里親を希望する者にあつては、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - 5 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
 - 6 専門里親を希望する者にあつては、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類
- 別記第四十四号様式の二から別記第四十四号様式の五までを削る。
 別記第四十五号様式中「(第22条の5関係)」を「(第22条関係)」とし、「第27条第1項第3号」を「第6条の3第2項」に改める。
 別記第四十六号様式の表を次のように改める。

第46号様式 (第22条関係)

(表)

里親名簿

登録番号			登録年月日	年 月 日			
住所	登録見取図						
交通目標	(電話番号)						
里父についての事項			里母についての事項				
氏名							
生年月日	年	月	日	年	月	日	
職業							
略歴							
健康状態							
同居人の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	職	業	健康状態
里親の種類	養育里親		専門里親				
受託の動機							
住居							
家計及び資産							
養育期間							
研修修了年月日	年	月	日	年	月	日	

別記第四十六号様式の二から別記第四十六号様式の四までを削る。
別記第四十七号様式から別記第四十九号様式までを次のように改める。

第47号様式 (第22条の2、第36条関係)

里 親 認 定 取 消 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所 氏 名

⑪

下記のとおり里親の認定の取消しを受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の40

第1項第1号において準用する同規則第36条の40第1項第1号の規定により申請します。

記

認定の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
申 請 の 理 由		

注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第48号様式 (第22条の3、第36条関係)

里 親 登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所 氏 名

⑪

下記のとおり里親に係る登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の42第1項の規定により申請します。

記

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
---------	-----	-----------	-------

添付書類

児童福祉法施行規則第36条の42第2項に規定する更新研修を修了したことを証する書類

注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五十一号様式の五中「第25条の5」を「第25条の6」に改め、同様式の五中「児童自立生活援助事業開始届」を「児童自立生活援助事業開始届」に、「児童自立生活援助事業を」を「児童自立生活援助事業を」に改め、同様式の添付書類に次のように加え、同様式を別記第五十一号様式の六と改める。

- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 運営規程

別記第五十一号様式の六の次に次の様式を加える。

第51号様式の7 (第25条の6、第36条関係)

(表)

一時預かり事業開始届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住所
氏 名 (電話 局 番) 印

下記のとおり一時預かり事業を開始したいので、児童福祉法第34条の1第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の内容 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	職 種	定 数	職 務 の 内 容	
	職 名	氏 名	経 歴	
職員の定数及び職務の内容				
主な職員の氏名及び経歴	役 職 名	氏 名	経 歴	
事業を行おうとする区域				
事業の用に供する施設	名 称			
	種 類			
所在地	所在地			
	利用定員			

第51号様式の 5 (第25条の 5 関係)

児童自立生活援助申込書

年 月 日

児童相談所長 様

郵便番号
申込者 住所
氏 名



下記のとおり児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により申し込みます。

記

入 居 を 希 望 す る 住 居	第1希望	年 月 日 から 年 月 日まで	備 考			
	第2希望					
児童自立生活援助の実施を希望する理由						
児童自立生活援助の実施を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日まで	課税の有無 市町村 所得税	備 考			
世帯の状況	氏 名	続柄	性別	職業又は就労状況	課税の有無 市町村 所得税	備 考
	本人		男・女		有・無	有・無
			男・女		有・無	有・無
			男・女		有・無	有・無
			男・女		有・無	有・無
生活保護適用の有無	有 ()	年 月 日 (保護開始)	無			

添付書類

- 1 市町村民税が非課税又は免除されている場合にあつては、その事実を証する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
 - 2 所得税が非課税である場合にあつては、その事実を証する市町村長、税務署長又は所得税の特別徴収義務者の証明書及び市町村民税が均等割のみ課税されているか所得割も課税されているかの別を明らかにした市町村長の証明書
 - 3 所得税を納付している場合にあつては、所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書
- 注 申込者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第491号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつた。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十一年十月二十三日から同年十一月二十四日までの間、山口県長門環境保健所及び長門市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者 名 称 有限会社キャロットたむら 住 所 長門市三隅上一三三三番地 代表者の氏名 田村 農子
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 長門市三隅上字毛無谷七五一番一九、七五一番二〇の一部、七五二番の一部、一三三四番一及び一三三四三番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず及びがれき類
- 五 申請年月日 平成二十一年七月十日

山口県告示第四百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字新茶屋一三八の五九、一三八の六〇、一三八の六九、一三八の七四から一三八の七八まで、一三八の八二、一三八の八四、字焼ヶ谷三二六一の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
下関市豊田町大字一ノ俣字なめらが浴五〇六の一、五〇六の二、五三四の二
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字一ノ俣字なめらが浴五〇六の一・五〇六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

宇部市大字如意寺字岸高一一一の一、字蔵本一一八の一から一一八の三まで、字明城二六四、字毛無田二八九、二九一の一、字蔵ノ下二九五

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三三) 平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十一年九月山口県議会定例会で議決された平成二十一年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

平成21年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成21年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,841,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ788,990,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金	2 国庫補助金	3,852,652	141,729,652	145,582,304
13 繰越金	1 繰越金	252,705	1,508,050	1,760,755
14 諸収入	2 受託事業収入	83,536	98,222,189	98,305,725
	6 雑収入	23,529	806,046	829,575
15 県債	1 県債	60,007	5,605,818	5,665,825
	1 県債	4,653,000	115,874,800	120,527,800
	1 県債	4,653,000	115,874,800	120,527,800
	合計	8,841,893	780,148,400	788,990,293
2 総務費	2 企画調整費	3,102,345	42,186,894	45,289,239
	3 徴税費	1,845	15,078,390	15,080,235
	6 防災費	3,100,000	7,915,576	11,015,576
3 民生費	1 社会福祉費	500	1,287,845	1,288,345
	4 児童福祉費	32,799	96,459,555	96,492,354
	1 社会福祉費	6,785	78,754,902	78,761,687
4 衛生費	4 児童福祉費	26,014	15,649,898	15,675,912
	1 公衆衛生費	10,032	24,621,333	24,631,365
	8 医薬費	6,732	6,566,951	6,573,683
6 農林水産業費	1 農業費	3,300	9,037,924	9,041,224
	4 林業費	668,764	49,566,725	50,235,489
	1 農業費	51,677	11,246,421	11,298,098
	4 林業費	616,718	12,477,415	13,094,133

7 商工費	5 水産業費	369	9,220,088	9,220,457
1 商業費	1 商業費	17,000	82,778,704	82,795,704
3 観光費	3 観光費	2,000	2,403,671	2,405,671
8 土木費	2 道路橋りょう費	15,000	396,395	411,395
	3 河川海岸費	3,402,653	117,833,195	121,235,848
9 警察費	2 道路橋りょう費	90,000	48,907,996	48,997,996
10 教育費	3 河川海岸費	3,312,653	24,373,281	27,685,934
	2 警察活動費	3,000	41,419,991	41,422,991
11 災害復旧費	8 社会教育費	2,100	2,780,514	2,783,514
	1 農林水産施設災害復旧費	2,100	148,786,448	148,788,548
	合計	1,603,200	13,701,152	15,304,352
	合計	1,603,200	2,852,489	4,455,689
歳出	合計	8,841,893	780,148,400	788,990,293

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
一般治山事業	476,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	666,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	666,000	証書借入又は証券借入
小規模治山事業	50,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	30,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	30,000	証書借入又は証券借入
地域活力基盤創造交付金事業(道路)	1,978,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	2,944,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	2,944,000	証書借入又は証券借入
単独道路改良事業	5,119,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	5,915,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	5,915,000	証書借入又は証券借入
道路直轄事業負担金	7,853,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	9,553,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	9,553,000	証書借入又は証券借入
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	288,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	315,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	315,000	証書借入又は証券借入
災害関連緊急砂防事業	291,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	1,100,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	1,100,000	証書借入又は証券借入
砂防直轄事業負担金	306,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	507,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	507,000	証書借入又は証券借入
農地災害復旧事業	26,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	10,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内	元利均等返済	10,000	証書借入又は証券借入

冊

16,387,000

21,040,000

(三三三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

ネットワークパソコン 五百八十六台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年八月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

リコー中国株式会社 広島市中区八丁堀五番七号

六 落札金額

七千四百八十八万四千円

七 入札公告日

平成二十一年六月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(三三三三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬 四十万二千錠

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年八月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

六 契約金額

七千七百四十九万七千五百六十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第四十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

「社会福祉法人季朋会員光園特別養護老人ホーム員光園」を「社会福祉法人やまばと会員光園特別養護老人ホーム員光園」に改める。



山口県公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十月二十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十一年十一月二十四日（火曜日）及び同月二十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年十一月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）（別記様式第一号によること。））
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

る者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第五十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十月二十三日

山口県公安委員会

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円

一 審査の種類
教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十一年十一月二十五日(水曜日)及び同月二十六日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年十一月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
教習指導員審査(大型一種)

二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十一年十一月二十六日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年十一月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千元
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成二十一年十月二十三日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市